

株式会社 高木電器

次世代育成推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、子育てと仕事の両立を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 2月 1日～ 2030年 1月31日までの5年間

2. 内容

目標1： 2028年4月までに所定外労働を削減するため、ノー残業推進期間を設定し、実施する。

<対策>

- 2025年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年 10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2026年 4月～ ノー残業推進期間（1～3か月間）の設定・実施
毎年、期間中に管理職から社員へ残業削減の呼びかけ・状況のとりまとめ

目標2： 2027年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり現在の取得日数より1日以上増とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2026年 4月～ 有給休暇取得推進期間の周知や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始